

市民向けQ&A

	質問	回答
制度	なぜ物価高騰対策が商品券なのか？	米その他食料品等の物価高騰に伴う家計負担や地域経済への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えすることができるものとして商品券の配布を決定しました。
商品券	「大型店」とは？	大型店とは売場面積1,000平方メートル以上の事業者及びテナント店が大型店に該当します。取扱店舗一覧の「取扱券種」に利用できる商品券の券種が記載されています。
商品券	今回配布される商品券は使用する予定がないがどうすればよいのか。	国の重点支援地方交付金の趣旨により市民の方々へ送付させていただきますが、使用については各個人の判断にお任せします。ただし、譲渡、売買等は禁止しています。
商品券	他の商品券や割引券との併用は可能ですか。	他の商品券等との併用については、各取扱店舗により対応が異なりますので、お手数ですが取扱店舗までお問合せください。
商品券	店舗独自のポイント付与や割引券の発行は可能ですか。	ポイントの付与等については、各取扱店舗により対応が異なりますので、お手数ですが取扱店舗までお問合せください。
取扱店舗	商品券が使えるお店はどこですか。	吉川市内の参加加盟店で使用できます。詳しくは商品券に同封されるチラシや市HPの取扱店舗一覧(外部リンク)をご確認ください。また、取扱店舗にはポスターやステッカーが掲示される予定ですので、目印にしてください。
商品券	お釣りはできますか？	出ません。
商品券	商品券を利用する際の上限金額はありますか？	上限金額はありません。

市民向けQ&A

	質問	回答
商品券	商品券は一度に何枚まで使えますか？	使用枚数の制限はありません。 ⇒(家族4名分受給の場合)4冊分20,000円を一度の会計で使用して構いません。
受給権利	一人1冊のはずが2冊送られてきた。世帯員の数より多い冊数が送られてきた。	基準日となる令和8年3月1日時点において、吉川市に住民登録のあるすべての方に対しひとり1冊(5,000円分)の商品券を配布していますが、以下の条件に該当した方には、さらに1冊を追加でお送りしています。 基準日となる令和8年3月1日時点において、 ①世帯全員の令和7年度市・県民税が非課税の(課税者の扶養を受けていない)場合・・・世帯全員 ②ひとり親医療、または児童扶養手当の支給を受けている場合・・・保護者とそのお子様 ③就学援助の支給を受けている場合・・・対象のお子様 ただし、上記複数に該当する方も、追加の上限は1冊です。
受給権利	非課税世帯のはずだが、上乗せされていない。	非課税世帯は、基準日となる令和8年3月1日時点において、住民票に記載されている方全員の令和7年度市・県民税が非課税(課税者の扶養を受けていない)の方となっております。一緒に住んでいない方に扶養されていたり、未申告や令和7年1月1日現在他市にお住まいだったことで課税情報が不明な方は、上乗せの対象ではありません。 【参考】令和7年度市・県民税は、令和6年中の所得状況を、令和7年1月1日現在お住まいの自治体に申告することで算出されるものです。
受給権利	非課税かどうか教えてほしい。	課税情報をお答えすることはできません。 ご自身や同一世帯の課税情報については、令和7年1月1日現在お住まいの自治体の課税課へお問い合わせください。 ただし、同一世帯ではない方からの問合せにはお答えすることはできませんのでご注意ください。
受給権利	未申告だった。今から申告して非課税だったら上乗せ分をもらえるか。	基準日である令和8年3月1日時点の状況で判断しているため、申告しても遡って上乗せ分をお渡しすることはできません。 しかし、今後、非課税であることで様々な制度の適用が受けられることもあるので、申告することをおすすめします。
受給権利	DV(配偶者からの暴力)で市外から吉川市に来ているが、住民登録をしていない。その場合、商品券はもらえないか？	ご事情を市に申し出ていただき、一定の要件に該当すると認められた場合は商品券を後日郵送します。

市民向けQ&A

	質問	回答
受給権利	3/2以降に引っ越ししました。 3/2以降に世帯主以外の世帯構成員が亡くなりました。	本事業は令和8年3月1日基準として、吉川市に住民登録のあるすべての方を対象としています。そのため、その後の引っ越しや死亡により住民登録がなくなった方でも商品券はお受け取りできます。
受給権利	3/2(以降の日付)に世帯主がなくなりました。	本事業は令和8年3月1日基準として、吉川市に住民登録のあるすべての方を対象としています。そのためその後にお亡くなりになった方でも商品券はお受け取りできます。またその場合でもご家族の方がご使用されることには問題ございません。 ただし、郵便の手続き上、郵便局で留め置される場合もございます。 また3月1日の住民登録を基準として準備を進めている関係上、新たな世帯主様名での商品券発送が間に合わない可能性もございます。予めご了承ください。
配布方法	どのような方法で商品券は配布されますか？	4月下旬より順次、「世帯主様宛」に「ゆうパック」で郵送します。 本事業においてはゆうパックは受領印を求めますので予めご了承ください。 なお、宅配ボックス等をご利用されている世帯には宅配ボックス等にお届けし、受領印は必要ございません。
配布方法	不在で受け取れない場合は？	不在票を投函しますので、不在票の記載内容に従って「不在連絡票に記載の電話番号へ連絡し再配達を依頼する」「インターネットで郵便局のHPから再配達の依頼をする」「吉川郵便局へ受取に行く」などの方法によりお受け取りください。
配布方法	置き配での対応はできますか？	本事業では置き配は対応しておりません。
権利譲渡	商品券は本人以外でも使用できますか？	本人の代理の方もしくは同じ世帯の方であれば、使用することができます。
権利譲渡	商品券を他人に譲ったり、売ったりしてもいいですか？	譲渡や転売は禁止しています。不正利用が発覚した場合は、商品券は無効となりますのでご注意ください。 なお同じ世帯の方もしくは本人の代理の方であれば、使用することができます。

市民向けQ&A

	質問	回答
再発行	商品券を紛失したり、盗難にあった場合は再発行できますか？	商品券の再発行はできませんので、大切に保管ください。
再発行	商品券を汚損・破損した場合は再発行できますか？	商品券の再発行はできませんので、大切に保管ください。